

原 発 本 第 258 号

令 和 2 年 12 月 2 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号

申請者名 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

玄海原子力発電所 2 号炉廃止措置計画変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき、令和 2 年 9 月 8 日付け原発本第 1 6 5 号をもって申請いたしました玄海原子力発電所 2 号炉廃止措置計画変更認可申請書について、下記のとおり補正いたします。

#### 記

玄海原子力発電所 2 号炉廃止措置計画変更認可申請書の本文及び添付書類を別添の玄海原子力発電所 2 号炉廃止措置計画変更認可申請書（令和 2 年 9 月 8 日原発本第 1 6 5 号）の補正前後比較表の補正後欄のとおり一部補正する。

別添

玄海原子力発電所2号炉廃止措置計画変更認可申請書  
(令和2年9月8日 原発本第165号) 補正前後比較表

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																
7	四 第4.1表 廃止措置対象施設の範囲	<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉施設の一般構造</td> <td rowspan="2">その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建屋<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td rowspan="4">放射線遮へい体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="4">核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)</td> <td>燃料取扱装置<sup>*1,*2</sup></td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置<sup>*1,*2</sup></td> </tr> <tr> <td>除染装置<sup>*1,*2</sup></td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵設備<sup>*1,*2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="10">1 次冷却設備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備<sup>*1,*2</sup></td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1 次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1 次冷却材管</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管</td> </tr> <tr> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td>タービンバイパス設備</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び大気放出自弁</td> </tr> <tr> <td>高圧注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非常用冷却設備</td> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>低圧注入系</td> </tr> <tr> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td colspan="3">原子炉補機冷却水設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉との共用施設                  ※2：当該施設のうち一部が3号又は4号炉との共用施設                  ※3：当該施設のうち全てが3号又は4号炉との共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋 <sup>*1</sup>	炉心支持構造物	原子炉本体	放射線遮へい体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器周囲のコンクリート壁	原子炉格納容器周囲のコンクリート壁	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)	燃料取扱装置 <sup>*1,*2</sup>	燃料移送装置 <sup>*1,*2</sup>	除染装置 <sup>*1,*2</sup>	新燃料貯蔵設備 <sup>*1,*2</sup>	原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	使用済燃料貯蔵設備 <sup>*1,*2</sup>	蒸気発生器	1 次冷却材ポンプ	1 次冷却材管	加圧器	主蒸気管	蒸気タービン	タービンバイパス設備	主蒸気安全弁及び大気放出自弁	高圧注入系	非常用冷却設備	その他の主要な事項	低圧注入系	蓄圧注入系	化学体積制御設備	余熱除去設備	原子炉補機冷却水設備			<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉施設の一般構造</td> <td rowspan="2">その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建屋<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉本体</td> <td rowspan="4">放射線遮へい体</td> <td>燃料集合体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="4">核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)</td> <td>燃料取扱装置<sup>*1,*2</sup></td> </tr> <tr> <td>燃料移送装置<sup>*1,*2</sup></td> </tr> <tr> <td>除染装置<sup>*1,*2</sup></td> </tr> <tr> <td>新燃料貯蔵設備<sup>*1,*2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">原子炉冷却系統施設</td> <td rowspan="10">1 次冷却設備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備<sup>*1,*2</sup></td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td>1 次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td>1 次冷却材管</td> </tr> <tr> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td>主蒸気管</td> </tr> <tr> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td>タービンバイパス設備</td> </tr> <tr> <td>主蒸気安全弁及び大気放出自弁</td> </tr> <tr> <td>高圧注入系</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非常用冷却設備</td> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>低圧注入系</td> </tr> <tr> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td>化学体積制御設備</td> </tr> <tr> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td colspan="3">原子炉補機冷却水設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉との共用施設                  ※2：当該施設のうち一部が3号又は4号炉との共用施設                  ※3：当該施設のうち全てが3号又は4号炉との共用施設                  ※4：3号炉との共用の運用開始前までは2号炉にて、共用の運用開始後は3号炉にて施設管理を実施</p>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋 <sup>*1</sup>	炉心支持構造物	原子炉本体	放射線遮へい体	燃料集合体	原子炉容器	原子炉容器周囲のコンクリート壁	原子炉格納容器周囲のコンクリート壁	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)	燃料取扱装置 <sup>*1,*2</sup>	燃料移送装置 <sup>*1,*2</sup>	除染装置 <sup>*1,*2</sup>	新燃料貯蔵設備 <sup>*1,*2</sup>	原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	使用済燃料貯蔵設備 <sup>*1,*2</sup>	蒸気発生器	1 次冷却材ポンプ	1 次冷却材管	加圧器	主蒸気管	蒸気タービン	タービンバイパス設備	主蒸気安全弁及び大気放出自弁	高圧注入系	非常用冷却設備	その他の主要な事項	低圧注入系	蓄圧注入系	化学体積制御設備	余熱除去設備	原子炉補機冷却水設備			<ul style="list-style-type: none"> <li>廃止措置対象施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (蒸気発生器保管庫の施設管理を行う対象号炉の明確化)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称																																																																																		
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋 <sup>*1</sup>																																																																																		
		炉心支持構造物																																																																																		
原子炉本体	放射線遮へい体	燃料集合体																																																																																		
		原子炉容器																																																																																		
		原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																																		
		原子炉格納容器周囲のコンクリート壁																																																																																		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)	燃料取扱装置 <sup>*1,*2</sup>																																																																																		
		燃料移送装置 <sup>*1,*2</sup>																																																																																		
		除染装置 <sup>*1,*2</sup>																																																																																		
		新燃料貯蔵設備 <sup>*1,*2</sup>																																																																																		
原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	使用済燃料貯蔵設備 <sup>*1,*2</sup>																																																																																		
		蒸気発生器																																																																																		
		1 次冷却材ポンプ																																																																																		
		1 次冷却材管																																																																																		
		加圧器																																																																																		
		主蒸気管																																																																																		
		蒸気タービン																																																																																		
		タービンバイパス設備																																																																																		
		主蒸気安全弁及び大気放出自弁																																																																																		
		高圧注入系																																																																																		
非常用冷却設備	その他の主要な事項	低圧注入系																																																																																		
		蓄圧注入系																																																																																		
		化学体積制御設備																																																																																		
		余熱除去設備																																																																																		
原子炉補機冷却水設備																																																																																				
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称																																																																																		
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋 <sup>*1</sup>																																																																																		
		炉心支持構造物																																																																																		
原子炉本体	放射線遮へい体	燃料集合体																																																																																		
		原子炉容器																																																																																		
		原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																																		
		原子炉格納容器周囲のコンクリート壁																																																																																		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)	燃料取扱装置 <sup>*1,*2</sup>																																																																																		
		燃料移送装置 <sup>*1,*2</sup>																																																																																		
		除染装置 <sup>*1,*2</sup>																																																																																		
		新燃料貯蔵設備 <sup>*1,*2</sup>																																																																																		
原子炉冷却系統施設	1 次冷却設備	使用済燃料貯蔵設備 <sup>*1,*2</sup>																																																																																		
		蒸気発生器																																																																																		
		1 次冷却材ポンプ																																																																																		
		1 次冷却材管																																																																																		
		加圧器																																																																																		
		主蒸気管																																																																																		
		蒸気タービン																																																																																		
		タービンバイパス設備																																																																																		
		主蒸気安全弁及び大気放出自弁																																																																																		
		高圧注入系																																																																																		
非常用冷却設備	その他の主要な事項	低圧注入系																																																																																		
		蓄圧注入系																																																																																		
		化学体積制御設備																																																																																		
		余熱除去設備																																																																																		
原子炉補機冷却水設備																																																																																				

(注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																										
8	第4.1表 廃止措置対象施設の範囲 (2/3) 第4.1表 廃止措置対象施設の範囲 (2/3)	<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲 (2/3)</p> <table border="1"> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">計測制御系統施設</td> <td>計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> <td>その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> <td>制御材 制御材駆動設備 制御材温度制御設備 1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 中央制御室*1</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>ガス圧縮装置*1 ガス減衰タンク*1 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系*1 洗浄排水処理系*1*3 復水器冷却水放水口*1*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備)</td> <td>ガス圧縮装置*1 ガス減衰タンク*1 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系*1 洗浄排水処理系*1*3 復水器冷却水放水口*1*2</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備)</td> <td>アスファルト固化装置*1 セメント固化装置*1*2 ペイラ*1*2 雑固体焼却設備*1*3 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備*1*3 雑固体溶融処理設備*1*3 使用済樹脂貯蔵タンク*1*2 使用済樹脂処理装置*1 固体廃棄物貯蔵庫*1*3 蒸気発生器保管庫*1*3</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)</td> <td>アスファルト固化装置*1 セメント固化装置*1*2 ペイラ*1*2 雑固体焼却設備*1*3 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備*1*3 雑固体溶融処理設備*1*3 使用済樹脂貯蔵タンク*1*2 使用済樹脂処理装置*1 固体廃棄物貯蔵庫*1*3 蒸気発生器保管庫*1*3</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)</td> <td>アスファルト固化装置*1 セメント固化装置*1*2 ペイラ*1*2 雑固体焼却設備*1*3 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備*1*3 雑固体溶融処理設備*1*3 使用済樹脂貯蔵タンク*1*2 使用済樹脂処理装置*1 固体廃棄物貯蔵庫*1*3 蒸気発生器保管庫*1*3</td> </tr> </table>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	計測制御系統施設	計装	核計装	安全保護回路	その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材 制御材駆動設備 制御材温度制御設備 1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 中央制御室*1	その他の主要な事項	ガス圧縮装置*1 ガス減衰タンク*1 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系*1 洗浄排水処理系*1*3 復水器冷却水放水口*1*2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備)	ガス圧縮装置*1 ガス減衰タンク*1 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系*1 洗浄排水処理系*1*3 復水器冷却水放水口*1*2	液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置*1 セメント固化装置*1*2 ペイラ*1*2 雑固体焼却設備*1*3 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備*1*3 雑固体溶融処理設備*1*3 使用済樹脂貯蔵タンク*1*2 使用済樹脂処理装置*1 固体廃棄物貯蔵庫*1*3 蒸気発生器保管庫*1*3	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置*1 セメント固化装置*1*2 ペイラ*1*2 雑固体焼却設備*1*3 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備*1*3 雑固体溶融処理設備*1*3 使用済樹脂貯蔵タンク*1*2 使用済樹脂処理装置*1 固体廃棄物貯蔵庫*1*3 蒸気発生器保管庫*1*3	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置*1 セメント固化装置*1*2 ペイラ*1*2 雑固体焼却設備*1*3 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備*1*3 雑固体溶融処理設備*1*3 使用済樹脂貯蔵タンク*1*2 使用済樹脂処理装置*1 固体廃棄物貯蔵庫*1*3 蒸気発生器保管庫*1*3	<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲 (2/3)</p> <table border="1"> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">計測制御系統施設</td> <td>計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> <td>その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> <td>制御材 制御材駆動設備 制御材温度制御設備 1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 中央制御室*1</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>ガス圧縮装置*1 ガス減衰タンク*1 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系*1 洗浄排水処理系*1*3 復水器冷却水放水口*1*2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備)</td> <td>ガス圧縮装置*1 ガス減衰タンク*1 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系*1 洗浄排水処理系*1*3 復水器冷却水放水口*1*2</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備)</td> <td>アスファルト固化装置*1 セメント固化装置*1*2 ペイラ*1*2 雑固体焼却設備*1*3 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備*1*3 雑固体溶融処理設備*1*3 使用済樹脂貯蔵タンク*1*2 使用済樹脂処理装置*1 固体廃棄物貯蔵庫*1*3 蒸気発生器保管庫*1*3</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)</td> <td>アスファルト固化装置*1 セメント固化装置*1*2 ペイラ*1*2 雑固体焼却設備*1*3 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備*1*3 雑固体溶融処理設備*1*3 使用済樹脂貯蔵タンク*1*2 使用済樹脂処理装置*1 固体廃棄物貯蔵庫*1*3 蒸気発生器保管庫*1*3</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)</td> <td>アスファルト固化装置*1 セメント固化装置*1*2 ペイラ*1*2 雑固体焼却設備*1*3 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備*1*3 雑固体溶融処理設備*1*3 使用済樹脂貯蔵タンク*1*2 使用済樹脂処理装置*1 固体廃棄物貯蔵庫*1*3 蒸気発生器保管庫*1*3</td> </tr> </table>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	計測制御系統施設	計装	核計装	安全保護回路	その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材 制御材駆動設備 制御材温度制御設備 1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 中央制御室*1	その他の主要な事項	ガス圧縮装置*1 ガス減衰タンク*1 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系*1 洗浄排水処理系*1*3 復水器冷却水放水口*1*2	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備)	ガス圧縮装置*1 ガス減衰タンク*1 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系*1 洗浄排水処理系*1*3 復水器冷却水放水口*1*2	液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置*1 セメント固化装置*1*2 ペイラ*1*2 雑固体焼却設備*1*3 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備*1*3 雑固体溶融処理設備*1*3 使用済樹脂貯蔵タンク*1*2 使用済樹脂処理装置*1 固体廃棄物貯蔵庫*1*3 蒸気発生器保管庫*1*3	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置*1 セメント固化装置*1*2 ペイラ*1*2 雑固体焼却設備*1*3 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備*1*3 雑固体溶融処理設備*1*3 使用済樹脂貯蔵タンク*1*2 使用済樹脂処理装置*1 固体廃棄物貯蔵庫*1*3 蒸気発生器保管庫*1*3	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置*1 セメント固化装置*1*2 ペイラ*1*2 雑固体焼却設備*1*3 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備*1*3 雑固体溶融処理設備*1*3 使用済樹脂貯蔵タンク*1*2 使用済樹脂処理装置*1 固体廃棄物貯蔵庫*1*3 蒸気発生器保管庫*1*3	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (蒸気発生器保管庫の施設管理を行う対象号炉の明確化)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称																																												
計測制御系統施設	計装	核計装																																												
	安全保護回路	その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路																																												
	制御設備	制御材 制御材駆動設備 制御材温度制御設備 1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 中央制御室*1																																												
	その他の主要な事項	ガス圧縮装置*1 ガス減衰タンク*1 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系*1 洗浄排水処理系*1*3 復水器冷却水放水口*1*2																																												
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備)	ガス圧縮装置*1 ガス減衰タンク*1 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系*1 洗浄排水処理系*1*3 復水器冷却水放水口*1*2																																												
	液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置*1 セメント固化装置*1*2 ペイラ*1*2 雑固体焼却設備*1*3 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備*1*3 雑固体溶融処理設備*1*3 使用済樹脂貯蔵タンク*1*2 使用済樹脂処理装置*1 固体廃棄物貯蔵庫*1*3 蒸気発生器保管庫*1*3																																												
	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置*1 セメント固化装置*1*2 ペイラ*1*2 雑固体焼却設備*1*3 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備*1*3 雑固体溶融処理設備*1*3 使用済樹脂貯蔵タンク*1*2 使用済樹脂処理装置*1 固体廃棄物貯蔵庫*1*3 蒸気発生器保管庫*1*3																																												
	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置*1 セメント固化装置*1*2 ペイラ*1*2 雑固体焼却設備*1*3 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備*1*3 雑固体溶融処理設備*1*3 使用済樹脂貯蔵タンク*1*2 使用済樹脂処理装置*1 固体廃棄物貯蔵庫*1*3 蒸気発生器保管庫*1*3																																												
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称																																												
計測制御系統施設	計装	核計装																																												
	安全保護回路	その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路																																												
	制御設備	制御材 制御材駆動設備 制御材温度制御設備 1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 中央制御室*1																																												
	その他の主要な事項	ガス圧縮装置*1 ガス減衰タンク*1 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系*1 洗浄排水処理系*1*3 復水器冷却水放水口*1*2																																												
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備)	ガス圧縮装置*1 ガス減衰タンク*1 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系*1 洗浄排水処理系*1*3 復水器冷却水放水口*1*2																																												
	液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置*1 セメント固化装置*1*2 ペイラ*1*2 雑固体焼却設備*1*3 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備*1*3 雑固体溶融処理設備*1*3 使用済樹脂貯蔵タンク*1*2 使用済樹脂処理装置*1 固体廃棄物貯蔵庫*1*3 蒸気発生器保管庫*1*3																																												
	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置*1 セメント固化装置*1*2 ペイラ*1*2 雑固体焼却設備*1*3 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備*1*3 雑固体溶融処理設備*1*3 使用済樹脂貯蔵タンク*1*2 使用済樹脂処理装置*1 固体廃棄物貯蔵庫*1*3 蒸気発生器保管庫*1*3																																												
	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置*1 セメント固化装置*1*2 ペイラ*1*2 雑固体焼却設備*1*3 燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備*1*3 雑固体溶融処理設備*1*3 使用済樹脂貯蔵タンク*1*2 使用済樹脂処理装置*1 固体廃棄物貯蔵庫*1*3 蒸気発生器保管庫*1*3																																												
		<p>※1：1号炉との共用施設</p> <p>※2：当該施設のうち一部が3号又は4号炉との共用施設</p> <p>※3：当該施設のうち全てが3号又は4号炉との共用施設</p> <p>※4：3号炉との共用の運用開始前までは2号炉にて、共用の運用開始後は3号炉にて施設管理を実施</p>																																												

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																				
9	四 第4.1表 廃止措置対象施設の範 象施設の範 囲	<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲(3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋外管理用の主要な設備</td> <td>放射線管理設備<sup>*1**2</sup></td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>気象観測設備<sup>*1**3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>敷地内外の固定モニタ<sup>*1**3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>モニタリングカー<sup>*1**3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>環境試料の分析装置及び放射能測定装置<sup>*1**3</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備 補助建屋換気設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他原子炉の付属施設</td> <td>非常用電源設備</td> <td>受電系統<sup>*1**2</sup> ディーゼル発電機 蓄電池</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>キャスク保管建屋<sup>*1</sup> タービン建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉との共用施設 ※2：当該施設のうち一部が3号又は4号炉との共用施設 ※3：当該施設のうち全てが3号又は4号炉との共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 <sup>*1</sup>	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備 <sup>*1**2</sup>	排気モニタ		排水モニタ				気象観測設備 <sup>*1**3</sup>			敷地内外の固定モニタ <sup>*1**3</sup>			モニタリングカー <sup>*1**3</sup>			環境試料の分析装置及び放射能測定装置 <sup>*1**3</sup>	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備 補助建屋換気設備	その他原子炉の付属施設	非常用電源設備	受電系統 <sup>*1**2</sup> ディーゼル発電機 蓄電池	その他の主要な事項	キャスク保管建屋 <sup>*1</sup> タービン建屋	<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲(3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋外管理用の主要な設備</td> <td>放射線管理設備<sup>*1**2</sup></td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>気象観測設備<sup>*1**3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>敷地内外の固定モニタ<sup>*1**3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>モニタリングカー<sup>*1**3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>環境試料の分析装置及び放射能測定装置<sup>*1**3</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備 補助建屋換気設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他原子炉の付属施設</td> <td>非常用電源設備</td> <td>受電系統<sup>*1**2</sup> ディーゼル発電機 蓄電池</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>キャスク保管建屋<sup>*1</sup> タービン建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉との共用施設 ※2：当該施設のうち一部が3号又は4号炉との共用施設 ※3：当該施設のうち全てが3号又は4号炉との共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 <sup>*1</sup>	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備 <sup>*1**2</sup>	排気モニタ		排水モニタ				気象観測設備 <sup>*1**3</sup>			敷地内外の固定モニタ <sup>*1**3</sup>			モニタリングカー <sup>*1**3</sup>			環境試料の分析装置及び放射能測定装置 <sup>*1**3</sup>	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備 補助建屋換気設備	その他原子炉の付属施設	非常用電源設備	受電系統 <sup>*1**2</sup> ディーゼル発電機 蓄電池	その他の主要な事項	キャスク保管建屋 <sup>*1</sup> タービン建屋	<p>記載の適正化 (蒸気発生器保管庫の施設管理を行う対象号炉の明確化)</p>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																						
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 <sup>*1</sup>																																																																						
	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備 <sup>*1**2</sup>																																																																						
		排気モニタ																																																																						
		排水モニタ																																																																						
		気象観測設備 <sup>*1**3</sup>																																																																						
		敷地内外の固定モニタ <sup>*1**3</sup>																																																																						
		モニタリングカー <sup>*1**3</sup>																																																																						
		環境試料の分析装置及び放射能測定装置 <sup>*1**3</sup>																																																																						
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器																																																																						
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備 補助建屋換気設備																																																																						
その他原子炉の付属施設	非常用電源設備	受電系統 <sup>*1**2</sup> ディーゼル発電機 蓄電池																																																																						
	その他の主要な事項	キャスク保管建屋 <sup>*1</sup> タービン建屋																																																																						
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																						
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 <sup>*1</sup>																																																																						
	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備 <sup>*1**2</sup>																																																																						
		排気モニタ																																																																						
		排水モニタ																																																																						
		気象観測設備 <sup>*1**3</sup>																																																																						
		敷地内外の固定モニタ <sup>*1**3</sup>																																																																						
		モニタリングカー <sup>*1**3</sup>																																																																						
		環境試料の分析装置及び放射能測定装置 <sup>*1**3</sup>																																																																						
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器																																																																						
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備 原子炉格納容器換気設備 アニュラス空気再循環設備 補助建屋換気設備																																																																						
その他原子炉の付属施設	非常用電源設備	受電系統 <sup>*1**2</sup> ディーゼル発電機 蓄電池																																																																						
	その他の主要な事項	キャスク保管建屋 <sup>*1</sup> タービン建屋																																																																						

(注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																																															
19	五 第5.1表 解体対象施設	<p>第5.1表 解体対象施設(1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉施設の一般構造</td> <td>その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建屋*1*4</td> </tr> <tr> <td>原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体*2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線遮へい体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁*1</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)</td> <td>燃料取替装置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>燃料移送装置*3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>除染装置*3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却系統施設</td> <td>1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2次冷却設備</td> <td>主蒸気管</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>タービンバイパス設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主蒸気安全弁及び大気放出弁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常用冷却設備</td> <td>高圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>低圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の主要な事項</td> <td>化学体積制御設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子炉補機冷却水設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。                  ※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。                  ※3：3号又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。                  ※4：1号炉のみとの共用施設については解体対象施設を含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋*1*4	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物		燃料体	燃料集合体*2		原子炉容器	原子炉容器		放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁			原子炉格納容器外周のコンクリート壁*1	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)	燃料取替装置		核燃料物質貯蔵設備	燃料移送装置*3			除染装置*3			新燃料貯蔵設備			使用済燃料貯蔵設備	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器			1次冷却材ポンプ			1次冷却材管			加圧器		2次冷却設備	主蒸気管			蒸気タービン			タービンバイパス設備			主蒸気安全弁及び大気放出弁		非常用冷却設備	高圧注入系			低圧注入系			蓄圧注入系		その他の主要な事項	化学体積制御設備			余熱除去設備			原子炉補機冷却水設備	<p>第5.1表 解体対象施設(1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉施設の一般構造</td> <td>その他の主要な構造</td> <td>原子炉補助建屋*1*4</td> </tr> <tr> <td>原子炉本体</td> <td>炉心</td> <td>炉心支持構造物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体*2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射線遮へい体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子炉格納容器外周のコンクリート壁*1</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td>核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)</td> <td>燃料取替装置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>燃料移送装置*3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>除染装置*3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>使用済燃料輸送容器*4*5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却系統施設</td> <td>1次冷却設備</td> <td>蒸気発生器</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1次冷却材ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1次冷却材管</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2次冷却設備</td> <td>主蒸気管</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蒸気タービン</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>タービンバイパス設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>主蒸気安全弁及び大気放出弁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>非常用冷却設備</td> <td>高圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>低圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>蓄圧注入系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の主要な事項</td> <td>化学体積制御設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>余熱除去設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>原子炉補機冷却水設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。                  ※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。                  ※3：3号又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。                  ※4：1号炉のみとの共用施設については解体対象施設を含む。                  ※5：リース終了後は返却する。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋*1*4	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物		燃料体	燃料集合体*2		原子炉容器	原子炉容器		放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁			原子炉格納容器外周のコンクリート壁*1	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)	燃料取替装置		核燃料物質貯蔵設備	燃料移送装置*3			除染装置*3			使用済燃料輸送容器*4*5			新燃料貯蔵設備			使用済燃料貯蔵設備	原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器			1次冷却材ポンプ			1次冷却材管			加圧器		2次冷却設備	主蒸気管			蒸気タービン			タービンバイパス設備			主蒸気安全弁及び大気放出弁		非常用冷却設備	高圧注入系			低圧注入系			蓄圧注入系		その他の主要な事項	化学体積制御設備			余熱除去設備			原子炉補機冷却水設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体対象施設の変更(使用済燃料輸送容器の追加)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																																																																																																	
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋*1*4																																																																																																																																																																	
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																																																																																																																	
	燃料体	燃料集合体*2																																																																																																																																																																	
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																																																																																	
	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																																																																																																																	
		原子炉格納容器外周のコンクリート壁*1																																																																																																																																																																	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)	燃料取替装置																																																																																																																																																																	
	核燃料物質貯蔵設備	燃料移送装置*3																																																																																																																																																																	
		除染装置*3																																																																																																																																																																	
		新燃料貯蔵設備																																																																																																																																																																	
		使用済燃料貯蔵設備																																																																																																																																																																	
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器																																																																																																																																																																	
		1次冷却材ポンプ																																																																																																																																																																	
		1次冷却材管																																																																																																																																																																	
		加圧器																																																																																																																																																																	
	2次冷却設備	主蒸気管																																																																																																																																																																	
		蒸気タービン																																																																																																																																																																	
		タービンバイパス設備																																																																																																																																																																	
		主蒸気安全弁及び大気放出弁																																																																																																																																																																	
	非常用冷却設備	高圧注入系																																																																																																																																																																	
		低圧注入系																																																																																																																																																																	
		蓄圧注入系																																																																																																																																																																	
	その他の主要な事項	化学体積制御設備																																																																																																																																																																	
		余熱除去設備																																																																																																																																																																	
		原子炉補機冷却水設備																																																																																																																																																																	
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																																																																																																	
原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋*1*4																																																																																																																																																																	
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物																																																																																																																																																																	
	燃料体	燃料集合体*2																																																																																																																																																																	
	原子炉容器	原子炉容器																																																																																																																																																																	
	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁																																																																																																																																																																	
		原子炉格納容器外周のコンクリート壁*1																																																																																																																																																																	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備(燃料取扱設備)	燃料取替装置																																																																																																																																																																	
	核燃料物質貯蔵設備	燃料移送装置*3																																																																																																																																																																	
		除染装置*3																																																																																																																																																																	
		使用済燃料輸送容器*4*5																																																																																																																																																																	
		新燃料貯蔵設備																																																																																																																																																																	
		使用済燃料貯蔵設備																																																																																																																																																																	
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器																																																																																																																																																																	
		1次冷却材ポンプ																																																																																																																																																																	
		1次冷却材管																																																																																																																																																																	
		加圧器																																																																																																																																																																	
	2次冷却設備	主蒸気管																																																																																																																																																																	
		蒸気タービン																																																																																																																																																																	
		タービンバイパス設備																																																																																																																																																																	
		主蒸気安全弁及び大気放出弁																																																																																																																																																																	
	非常用冷却設備	高圧注入系																																																																																																																																																																	
		低圧注入系																																																																																																																																																																	
		蓄圧注入系																																																																																																																																																																	
	その他の主要な事項	化学体積制御設備																																																																																																																																																																	
		余熱除去設備																																																																																																																																																																	
		原子炉補機冷却水設備																																																																																																																																																																	

(注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																														
20	五 第5.1表 解体対象施設	<p>第5.1表 解体対象施設（2 / 3）</p> <table border="1"> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備（建屋）名称</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">計測制御系統施設</td> <td>計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> <td>その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> <td>制御材 制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 中央制御室<sup>※4</sup> ガス圧縮装置<sup>※4</sup> ガス減衰タンク<sup>※4</sup> 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系<sup>※4</sup> 復水器冷却水放水口<sup>※3※4</sup> アスファルト固化装置<sup>※4</sup> セメント固化装置<sup>※3※4</sup> ペイラ<sup>※3※4</sup> 使用済樹脂貯蔵タンク<sup>※3※4</sup> 使用済樹脂処理装置<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備） 液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備） 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）</td> <td>放射性廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備） 液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備） 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）</td> </tr> </table> <p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。                  ※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。                  ※3：3号又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。                  ※4：1号炉のみとの共用施設については解体対象施設を含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	計測制御系統施設	計装	核計装	安全保護回路	その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材 制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 中央制御室 <sup>※4</sup> ガス圧縮装置 <sup>※4</sup> ガス減衰タンク <sup>※4</sup> 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系 <sup>※4</sup> 復水器冷却水放水口 <sup>※3※4</sup> アスファルト固化装置 <sup>※4</sup> セメント固化装置 <sup>※3※4</sup> ペイラ <sup>※3※4</sup> 使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※3※4</sup> 使用済樹脂処理装置 <sup>※4</sup>	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備） 液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備） 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）	放射性廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備） 液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備） 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）	<p>第5.1表 解体対象施設（2 / 3）</p> <table border="1"> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備（建屋）名称</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">計測制御系統施設</td> <td>計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> <td>その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> <td>制御材 制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 中央制御室<sup>※4</sup> ガス圧縮装置<sup>※4</sup> ガス減衰タンク<sup>※4</sup> 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系<sup>※4</sup> 復水器冷却水放水口<sup>※3※4</sup> アスファルト固化装置<sup>※4</sup> セメント固化装置<sup>※3※4</sup> ペイラ<sup>※3※4</sup> 使用済樹脂貯蔵タンク<sup>※3※4</sup> 使用済樹脂処理装置<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td>気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備） 液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備） 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）</td> <td>気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備） 液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備） 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）</td> </tr> </table> <p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。                  ※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。                  ※3：3号又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。                  ※4：1号炉のみとの共用施設については解体対象施設を含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	計測制御系統施設	計装	核計装	安全保護回路	その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材 制御材駆動設備	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 中央制御室 <sup>※4</sup> ガス圧縮装置 <sup>※4</sup> ガス減衰タンク <sup>※4</sup> 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系 <sup>※4</sup> 復水器冷却水放水口 <sup>※3※4</sup> アスファルト固化装置 <sup>※4</sup> セメント固化装置 <sup>※3※4</sup> ペイラ <sup>※3※4</sup> 使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※3※4</sup> 使用済樹脂処理装置 <sup>※4</sup>	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備） 液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備） 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備） 液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備） 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）	<p>・解体対象施設の変更                  （使用済燃料輸送容器の追加）</p>
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称																																
計測制御系統施設	計装	核計装																																
	安全保護回路	その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路																																
	制御設備	制御材 制御材駆動設備																																
	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 中央制御室 <sup>※4</sup> ガス圧縮装置 <sup>※4</sup> ガス減衰タンク <sup>※4</sup> 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系 <sup>※4</sup> 復水器冷却水放水口 <sup>※3※4</sup> アスファルト固化装置 <sup>※4</sup> セメント固化装置 <sup>※3※4</sup> ペイラ <sup>※3※4</sup> 使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※3※4</sup> 使用済樹脂処理装置 <sup>※4</sup>																																
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備） 液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備） 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）	放射性廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備） 液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備） 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）																																
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称																																
計測制御系統施設	計装	核計装																																
	安全保護回路	その他の主要な計装 原子炉停止回路 その他の主要な安全保護回路																																
	制御設備	制御材 制御材駆動設備																																
	その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備 加圧器制御設備 中央制御室 <sup>※4</sup> ガス圧縮装置 <sup>※4</sup> ガス減衰タンク <sup>※4</sup> 原子炉補助建屋排気筒 ほう酸回収系 廃液処理系 <sup>※4</sup> 復水器冷却水放水口 <sup>※3※4</sup> アスファルト固化装置 <sup>※4</sup> セメント固化装置 <sup>※3※4</sup> ペイラ <sup>※3※4</sup> 使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※3※4</sup> 使用済樹脂処理装置 <sup>※4</sup>																																
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備） 液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備） 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄物処理設備） 液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備） 固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）																																

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																												
21	五 第5.1表 解体対象施設	<p>第5.1表 解体対象施設(3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備*4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外管理用の主要な設備</td> <td>放射線管理設備*3*4</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>補助建屋換気設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他原子炉の付属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>受電系統*3*4</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項 建物及び構築物</td> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td>キャスク保管建屋*4</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。          ※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。          ※3：3号又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。          ※4：1号炉のみとの共用施設については解体対象施設を含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備*4	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備*3*4	排気モニタ		排水モニタ		原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器*1	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	アニュラス空気再循環設備	補助建屋換気設備	原子炉格納容器スプレイ設備		その他原子炉の付属施設	非常用電源設備	受電系統*3*4	ディーゼル発電機	その他の主要な事項 建物及び構築物	蓄電池	キャスク保管建屋*4	タービン建屋*1	<p>第5.1表 解体対象施設(3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備*4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外管理用の主要な設備</td> <td>放射線管理設備*3*4</td> </tr> <tr> <td>排気モニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器*1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>補助建屋換気設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他原子炉の付属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>受電系統*3*4</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の主要な事項 建物及び構築物</td> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td>キャスク保管建屋*4</td> </tr> <tr> <td>タービン建屋*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。          ※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。          ※3：3号又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。          ※4：1号炉のみとの共用施設については解体対象施設を含む。          ※5：リリース終了後は返却する。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備*4	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備*3*4	排気モニタ		排水モニタ		原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器*1	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	アニュラス空気再循環設備	補助建屋換気設備	原子炉格納容器スプレイ設備		その他原子炉の付属施設	非常用電源設備	受電系統*3*4	ディーゼル発電機	その他の主要な事項 建物及び構築物	蓄電池	キャスク保管建屋*4	タービン建屋*1	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 解体対象施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																														
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備*4																																																														
	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備*3*4																																																														
		排気モニタ																																																														
	排水モニタ																																																															
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器*1																																																														
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備																																																														
		原子炉格納容器換気設備																																																														
		アニュラス空気再循環設備																																																														
		補助建屋換気設備																																																														
原子炉格納容器スプレイ設備																																																																
その他原子炉の付属施設	非常用電源設備	受電系統*3*4																																																														
		ディーゼル発電機																																																														
	その他の主要な事項 建物及び構築物	蓄電池																																																														
		キャスク保管建屋*4																																																														
		タービン建屋*1																																																														
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																														
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備*4																																																														
	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備*3*4																																																														
		排気モニタ																																																														
	排水モニタ																																																															
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器*1																																																														
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備																																																														
		原子炉格納容器換気設備																																																														
		アニュラス空気再循環設備																																																														
		補助建屋換気設備																																																														
原子炉格納容器スプレイ設備																																																																
その他原子炉の付属施設	非常用電源設備	受電系統*3*4																																																														
		ディーゼル発電機																																																														
	その他の主要な事項 建物及び構築物	蓄電池																																																														
		キャスク保管建屋*4																																																														
		タービン建屋*1																																																														

(注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。



玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
24	六 1. 性能維持施設	<p>1. 性能維持施設</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設について、使用済燃料が2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）から搬出されるまでの期間、燃料落下防止、臨界防止及び浄化冷却等の機能及び性能を維持管理する。また、新燃料が2号内燃料貯蔵設備から搬出されるまでの期間、燃料落下防止及び臨界防止の機能及び性能を維持管理する。</p>	<p>1. 性能維持施設</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設について、使用済燃料が2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）から搬出又は1号及び2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）から搬出に係る使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）から搬出に係る使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）から搬出されるまでの期間、燃料落下防止及び浄化冷却等の機能及び性能を維持管理する。また、新燃料が2号内燃料貯蔵設備から搬出されるまでの期間、燃料落下防止及び臨界防止の機能及び性能を維持管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加)</li> </ul>
26	3. 性能維持施設のうち共用施設における維持管理	<p>3. 性能維持施設のうち共用施設における維持管理</p> <p>(4) 1号及び3号炉との共用施設（蒸気発生器保管庫）については、2号炉にて機能及び性能を維持管理する。</p>	<p>3. 性能維持施設のうち共用施設における維持管理</p> <p>(4) 1号及び3号炉との共用施設である蒸気発生器保管庫については、3号炉との共用の運用開始*前までは2号炉にて機能及び性能を維持管理し、共用の運用開始*後は3号炉にて機能及び性能を維持管理する。</p> <p>※設置変更許可（令和元年11月20日付け、原規規発第1911201号）により1号、2号及び3号炉の共用の許可を受けた、当該共用の運用に係る原子炉等規制法第43条の3の24第1項に基づき保安規定で定める日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (蒸気発生器保管庫の維持管理を行う対象号炉の明確化)</li> </ul>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																														
27	六 第6.1表 性能維持施設	<p>第6.1表 性能維持施設 (1/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>位置、構造及び設備維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉施設 の 構造 等</td> <td rowspan="2">その他の 主要な構 造</td> <td>原子炉補助建屋(補助蒸タングラム、使用済燃料ピット)</td> <td>既設認可 1式</td> <td>放射線遮へい機能</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響する虞のない状態であること、放射線遮蔽の設置が完了していること。</td> <td>解体完了まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>既設認可 1式</td> <td>放射線遮蔽防止機能</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響する虞のない状態であること。</td> <td>管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉本体</td> <td>放射線遮へい体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> <td>既設認可 1式</td> <td>放射線遮へい機能</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響する虞のない状態であること。</td> <td>炉心支持構造物等の解体完了まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:1号炉のみとの共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備維持台数	機能	性能	維持期間	原子炉施設 の 構造 等	その他の 主要な構 造	原子炉補助建屋(補助蒸タングラム、使用済燃料ピット)	既設認可 1式	放射線遮へい機能	放射線遮蔽の防止に影響する虞のない状態であること、放射線遮蔽の設置が完了していること。	解体完了まで	原子炉補助建屋	既設認可 1式	放射線遮蔽防止機能	放射線遮蔽の防止に影響する虞のない状態であること。	管理区域解除まで	原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	既設認可 1式	放射線遮へい機能	放射線遮蔽の防止に影響する虞のない状態であること。	炉心支持構造物等の解体完了まで	<p>第6.1表 性能維持施設 (1/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>位置、構造及び設備維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉施設 の 構造 等</td> <td rowspan="2">その他の 主要な構 造</td> <td>原子炉補助建屋(補助蒸タングラム、使用済燃料ピット)</td> <td>既設認可 1式</td> <td>放射線遮へい機能</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響する虞のない状態であること、放射線遮蔽の設置が完了していること。</td> <td>解体完了まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>既設認可 1式</td> <td>放射線遮蔽防止機能</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響する虞のない状態であること。</td> <td>管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉本体</td> <td>放射線遮へい体</td> <td>原子炉容器周囲のコンクリート壁</td> <td>既設認可 1式</td> <td>放射線遮へい機能</td> <td>放射線遮蔽の防止に影響する虞のない状態であること。</td> <td>炉心支持構造物等の解体完了まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:1号炉のみとの共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備維持台数	機能	性能	維持期間	原子炉施設 の 構造 等	その他の 主要な構 造	原子炉補助建屋(補助蒸タングラム、使用済燃料ピット)	既設認可 1式	放射線遮へい機能	放射線遮蔽の防止に影響する虞のない状態であること、放射線遮蔽の設置が完了していること。	解体完了まで	原子炉補助建屋	既設認可 1式	放射線遮蔽防止機能	放射線遮蔽の防止に影響する虞のない状態であること。	管理区域解除まで	原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	既設認可 1式	放射線遮へい機能	放射線遮蔽の防止に影響する虞のない状態であること。	炉心支持構造物等の解体完了まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (1、2号炉共用対象施設及び共用範囲の明確化)</li> </ul>										
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備維持台数	機能	性能	維持期間																																																												
原子炉施設 の 構造 等	その他の 主要な構 造	原子炉補助建屋(補助蒸タングラム、使用済燃料ピット)	既設認可 1式	放射線遮へい機能	放射線遮蔽の防止に影響する虞のない状態であること、放射線遮蔽の設置が完了していること。	解体完了まで																																																												
		原子炉補助建屋	既設認可 1式	放射線遮蔽防止機能	放射線遮蔽の防止に影響する虞のない状態であること。	管理区域解除まで																																																												
原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	既設認可 1式	放射線遮へい機能	放射線遮蔽の防止に影響する虞のない状態であること。	炉心支持構造物等の解体完了まで																																																												
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備維持台数	機能	性能	維持期間																																																												
原子炉施設 の 構造 等	その他の 主要な構 造	原子炉補助建屋(補助蒸タングラム、使用済燃料ピット)	既設認可 1式	放射線遮へい機能	放射線遮蔽の防止に影響する虞のない状態であること、放射線遮蔽の設置が完了していること。	解体完了まで																																																												
		原子炉補助建屋	既設認可 1式	放射線遮蔽防止機能	放射線遮蔽の防止に影響する虞のない状態であること。	管理区域解除まで																																																												
原子炉本体	放射線遮へい体	原子炉容器周囲のコンクリート壁	既設認可 1式	放射線遮へい機能	放射線遮蔽の防止に影響する虞のない状態であること。	炉心支持構造物等の解体完了まで																																																												
		<p>第6.1表 性能維持施設 (2/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>位置、構造及び設備維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">燃料取扱 施設</td> <td rowspan="2">燃料取扱 施設</td> <td>使用済燃料ピットクレ ーン</td> <td>既設認可 1台</td> <td>燃料落下 防止機能</td> <td>新燃料又は使用済燃料が落下した場合、使用済燃料が落下した際に燃料が落下した位置に燃料が滞留しないよう正高に動作する状態であること。</td> <td>2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋クレーン</td> <td>既設認可 1台</td> <td>燃料落下 防止機能</td> <td>新燃料又は使用済燃料が落下した場合、使用済燃料が落下した際に燃料が滞留しないよう正高に動作する状態であること。</td> <td>2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料取扱 施設</td> <td rowspan="2">燃料取扱 施設</td> <td>新燃料エレベータ</td> <td>既設認可 1台</td> <td>除染機能</td> <td>使用済燃料搬送容器の除染に影響する虞のない状態であること。</td> <td>2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで</td> </tr> <tr> <td>除染装置</td> <td>既設認可 1台</td> <td>除染機能</td> <td>使用済燃料搬送容器の除染に影響する虞のない状態であること。</td> <td>2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:1号炉のみとの共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備維持台数	機能	性能	維持期間	燃料取扱 施設	燃料取扱 施設	使用済燃料ピットクレ ーン	既設認可 1台	燃料落下 防止機能	新燃料又は使用済燃料が落下した場合、使用済燃料が落下した際に燃料が落下した位置に燃料が滞留しないよう正高に動作する状態であること。	2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで	補助建屋クレーン	既設認可 1台	燃料落下 防止機能	新燃料又は使用済燃料が落下した場合、使用済燃料が落下した際に燃料が滞留しないよう正高に動作する状態であること。	2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで	燃料取扱 施設	燃料取扱 施設	新燃料エレベータ	既設認可 1台	除染機能	使用済燃料搬送容器の除染に影響する虞のない状態であること。	2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで	除染装置	既設認可 1台	除染機能	使用済燃料搬送容器の除染に影響する虞のない状態であること。	2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで	<p>第6.1表 性能維持施設 (2/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> <th>位置、構造及び設備維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">燃料取扱 施設</td> <td rowspan="2">燃料取扱 施設</td> <td>使用済燃料ピットクレ ーン</td> <td>既設認可 1台</td> <td>燃料落下 防止機能</td> <td>新燃料又は使用済燃料が落下した場合、使用済燃料が落下した際に燃料が滞留しないよう正高に動作する状態であること。</td> <td>2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋クレーン</td> <td>既設認可 1台</td> <td>燃料落下 防止機能</td> <td>新燃料又は使用済燃料が落下した場合、使用済燃料が落下した際に燃料が滞留しないよう正高に動作する状態であること。</td> <td>2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料取扱 施設</td> <td rowspan="2">燃料取扱 施設</td> <td>新燃料エレベータ</td> <td>既設認可 1台</td> <td>除染機能</td> <td>使用済燃料搬送容器の除染に影響する虞のない状態であること。</td> <td>2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで</td> </tr> <tr> <td>除染装置</td> <td>既設認可 1台</td> <td>除染機能</td> <td>使用済燃料搬送容器の除染に影響する虞のない状態であること。</td> <td>2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>注:1号炉のみとの共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備維持台数	機能	性能	維持期間	燃料取扱 施設	燃料取扱 施設	使用済燃料ピットクレ ーン	既設認可 1台	燃料落下 防止機能	新燃料又は使用済燃料が落下した場合、使用済燃料が落下した際に燃料が滞留しないよう正高に動作する状態であること。	2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで	補助建屋クレーン	既設認可 1台	燃料落下 防止機能	新燃料又は使用済燃料が落下した場合、使用済燃料が落下した際に燃料が滞留しないよう正高に動作する状態であること。	2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで	燃料取扱 施設	燃料取扱 施設	新燃料エレベータ	既設認可 1台	除染機能	使用済燃料搬送容器の除染に影響する虞のない状態であること。	2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで	除染装置	既設認可 1台	除染機能	使用済燃料搬送容器の除染に影響する虞のない状態であること。	2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設の 変更 (使用済燃料輸送 容器の追加)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備維持台数	機能	性能	維持期間																																																												
燃料取扱 施設	燃料取扱 施設	使用済燃料ピットクレ ーン	既設認可 1台	燃料落下 防止機能	新燃料又は使用済燃料が落下した場合、使用済燃料が落下した際に燃料が落下した位置に燃料が滞留しないよう正高に動作する状態であること。	2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで																																																												
		補助建屋クレーン	既設認可 1台	燃料落下 防止機能	新燃料又は使用済燃料が落下した場合、使用済燃料が落下した際に燃料が滞留しないよう正高に動作する状態であること。	2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで																																																												
燃料取扱 施設	燃料取扱 施設	新燃料エレベータ	既設認可 1台	除染機能	使用済燃料搬送容器の除染に影響する虞のない状態であること。	2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで																																																												
		除染装置	既設認可 1台	除染機能	使用済燃料搬送容器の除染に影響する虞のない状態であること。	2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで																																																												
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	位置、構造及び設備維持台数	機能	性能	維持期間																																																												
燃料取扱 施設	燃料取扱 施設	使用済燃料ピットクレ ーン	既設認可 1台	燃料落下 防止機能	新燃料又は使用済燃料が落下した場合、使用済燃料が落下した際に燃料が滞留しないよう正高に動作する状態であること。	2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで																																																												
		補助建屋クレーン	既設認可 1台	燃料落下 防止機能	新燃料又は使用済燃料が落下した場合、使用済燃料が落下した際に燃料が滞留しないよう正高に動作する状態であること。	2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで																																																												
燃料取扱 施設	燃料取扱 施設	新燃料エレベータ	既設認可 1台	除染機能	使用済燃料搬送容器の除染に影響する虞のない状態であること。	2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで																																																												
		除染装置	既設認可 1台	除染機能	使用済燃料搬送容器の除染に影響する虞のない状態であること。	2号炉原子炉補助建屋内の貯蔵して 使用済燃料搬出 完了まで																																																												

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																		
29	六 第6.1表 性能維持施設 設	<p>第 6.1 表 性能維持施設 (5/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> <th>位置、構造及び設備</th> <th>維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉冷却系施設</td> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納炉冷却水設備</td> <td>原子炉格納炉冷却水設備</td> <td>1基</td> <td>既設認可</td> <td>性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。</td> <td rowspan="3">2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料処理使用済燃料輸送完了まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納炉冷却水設備</td> <td>原子炉格納炉冷却水設備</td> <td>1台</td> <td>既設認可</td> <td>冷却機能は(自動運転機能は除く。)</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納炉冷却水設備</td> <td>原子炉格納炉冷却水設備</td> <td>1基</td> <td>既設認可</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物施設</td> <td rowspan="2">気体の廃棄物の廃棄物処理設備</td> <td>原子炉補助建屋排気筒</td> <td>原子炉補助建屋排気筒</td> <td>2基</td> <td>既設認可</td> <td>放射性気体廃棄物の放出に影響しない状態であること。</td> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td>廃液貯蔵タンク</td> <td>廃液貯蔵タンク</td> <td>2基</td> <td>既設認可</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物施設</td> <td rowspan="3">液体廃棄物の廃棄物処理設備</td> <td>格納容器冷却材ドレンタンク</td> <td>格納容器冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可</td> <td>内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td rowspan="3">放射性液体廃棄物の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋冷却材ドレンタンク</td> <td>補助建屋冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建屋冷却材ドレンタンク</td> <td>補助建屋冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	原子炉冷却系施設	その他の主要な事項	原子炉格納炉冷却水設備	原子炉格納炉冷却水設備	1基	既設認可	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。	2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料処理使用済燃料輸送完了まで	原子炉格納炉冷却水設備	原子炉格納炉冷却水設備	1台	既設認可	冷却機能は(自動運転機能は除く。)	原子炉格納炉冷却水設備	原子炉格納炉冷却水設備	1基	既設認可		放射性廃棄物施設	気体の廃棄物の廃棄物処理設備	原子炉補助建屋排気筒	原子炉補助建屋排気筒	2基	既設認可	放射性気体廃棄物の放出に影響しない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理完了まで	廃液貯蔵タンク	廃液貯蔵タンク	2基	既設認可	放射性廃棄物処理機能	放射性廃棄物施設	液体廃棄物の廃棄物処理設備	格納容器冷却材ドレンタンク	格納容器冷却材ドレンタンク	1基	既設認可	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理完了まで	補助建屋冷却材ドレンタンク	補助建屋冷却材ドレンタンク	1基	既設認可		補助建屋冷却材ドレンタンク	補助建屋冷却材ドレンタンク	1基	既設認可		<p>第 6.1 表 性能維持施設 (5/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> <th>位置、構造及び設備</th> <th>維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉冷却系施設</td> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納炉冷却水設備</td> <td>原子炉格納炉冷却水設備</td> <td>1基</td> <td>既設認可</td> <td>性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。</td> <td rowspan="3">2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料処理使用済燃料輸送完了まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納炉冷却水設備</td> <td>原子炉格納炉冷却水設備</td> <td>1台</td> <td>既設認可</td> <td>冷却機能は(自動運転機能は除く。)</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納炉冷却水設備</td> <td>原子炉格納炉冷却水設備</td> <td>1基</td> <td>既設認可</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物施設</td> <td rowspan="2">気体の廃棄物の廃棄物処理設備</td> <td>原子炉補助建屋排気筒</td> <td>原子炉補助建屋排気筒</td> <td>2基</td> <td>既設認可</td> <td>放射性気体廃棄物の放出に影響しない状態であること。</td> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td>廃液貯蔵タンク</td> <td>廃液貯蔵タンク</td> <td>2基</td> <td>既設認可</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物施設</td> <td rowspan="3">液体廃棄物の廃棄物処理設備</td> <td>格納容器冷却材ドレンタンク</td> <td>格納容器冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可</td> <td>内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td rowspan="3">放射性液体廃棄物の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋冷却材ドレンタンク</td> <td>補助建屋冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建屋冷却材ドレンタンク</td> <td>補助建屋冷却材ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	原子炉冷却系施設	その他の主要な事項	原子炉格納炉冷却水設備	原子炉格納炉冷却水設備	1基	既設認可	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。	2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料処理使用済燃料輸送完了まで	原子炉格納炉冷却水設備	原子炉格納炉冷却水設備	1台	既設認可	冷却機能は(自動運転機能は除く。)	原子炉格納炉冷却水設備	原子炉格納炉冷却水設備	1基	既設認可		放射性廃棄物施設	気体の廃棄物の廃棄物処理設備	原子炉補助建屋排気筒	原子炉補助建屋排気筒	2基	既設認可	放射性気体廃棄物の放出に影響しない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理完了まで	廃液貯蔵タンク	廃液貯蔵タンク	2基	既設認可	放射性廃棄物処理機能	放射性廃棄物施設	液体廃棄物の廃棄物処理設備	格納容器冷却材ドレンタンク	格納容器冷却材ドレンタンク	1基	既設認可	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理完了まで	補助建屋冷却材ドレンタンク	補助建屋冷却材ドレンタンク	1基	既設認可		補助建屋冷却材ドレンタンク	補助建屋冷却材ドレンタンク	1基	既設認可		
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間																																																																																																															
原子炉冷却系施設	その他の主要な事項	原子炉格納炉冷却水設備	原子炉格納炉冷却水設備	1基	既設認可	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。	2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料処理使用済燃料輸送完了まで																																																																																																															
		原子炉格納炉冷却水設備	原子炉格納炉冷却水設備	1台	既設認可	冷却機能は(自動運転機能は除く。)																																																																																																																
		原子炉格納炉冷却水設備	原子炉格納炉冷却水設備	1基	既設認可																																																																																																																	
放射性廃棄物施設	気体の廃棄物の廃棄物処理設備	原子炉補助建屋排気筒	原子炉補助建屋排気筒	2基	既設認可	放射性気体廃棄物の放出に影響しない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理完了まで																																																																																																															
		廃液貯蔵タンク	廃液貯蔵タンク	2基	既設認可	放射性廃棄物処理機能																																																																																																																
放射性廃棄物施設	液体廃棄物の廃棄物処理設備	格納容器冷却材ドレンタンク	格納容器冷却材ドレンタンク	1基	既設認可	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理完了まで																																																																																																															
		補助建屋冷却材ドレンタンク	補助建屋冷却材ドレンタンク	1基	既設認可																																																																																																																	
		補助建屋冷却材ドレンタンク	補助建屋冷却材ドレンタンク	1基	既設認可																																																																																																																	
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間																																																																																																															
原子炉冷却系施設	その他の主要な事項	原子炉格納炉冷却水設備	原子炉格納炉冷却水設備	1基	既設認可	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。	2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料処理使用済燃料輸送完了まで																																																																																																															
		原子炉格納炉冷却水設備	原子炉格納炉冷却水設備	1台	既設認可	冷却機能は(自動運転機能は除く。)																																																																																																																
		原子炉格納炉冷却水設備	原子炉格納炉冷却水設備	1基	既設認可																																																																																																																	
放射性廃棄物施設	気体の廃棄物の廃棄物処理設備	原子炉補助建屋排気筒	原子炉補助建屋排気筒	2基	既設認可	放射性気体廃棄物の放出に影響しない状態であること。	放射性気体廃棄物の処理完了まで																																																																																																															
		廃液貯蔵タンク	廃液貯蔵タンク	2基	既設認可	放射性廃棄物処理機能																																																																																																																
放射性廃棄物施設	液体廃棄物の廃棄物処理設備	格納容器冷却材ドレンタンク	格納容器冷却材ドレンタンク	1基	既設認可	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理完了まで																																																																																																															
		補助建屋冷却材ドレンタンク	補助建屋冷却材ドレンタンク	1基	既設認可																																																																																																																	
		補助建屋冷却材ドレンタンク	補助建屋冷却材ドレンタンク	1基	既設認可																																																																																																																	
		<p>第 6.1 表 性能維持施設 (6/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> <th>位置、構造及び設備</th> <th>維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">放射性廃棄物施設</td> <td rowspan="11">液体廃棄物の廃棄物処理設備</td> <td>補助建屋機器ドレンタンク</td> <td>補助建屋機器ドレンタンク</td> <td>2基</td> <td>既設認可</td> <td rowspan="11">内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td rowspan="11">放射性液体廃棄物の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋ポンプタンク</td> <td>補助建屋ポンプタンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可</td> </tr> <tr> <td>格納容器ポンプ</td> <td>格納容器ポンプ</td> <td>1基</td> <td>既設認可</td> </tr> <tr> <td>B薬品ドレンタンク</td> <td>B薬品ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク</td> <td>洗浄排水タンク</td> <td>2基</td> <td>既設認可</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置(1号炉)冷却材配管</td> <td>廃液蒸発装置(1号炉)冷却材配管</td> <td>1基</td> <td>既設認可</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水配管</td> <td>廃液蒸留水配管</td> <td>4基</td> <td>既設認可</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク</td> <td>廃液蒸留水タンク</td> <td>6基</td> <td>既設認可</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水口</td> <td>復水器冷却水放水口</td> <td>1式</td> <td>既設認可</td> </tr> <tr> <td>濃縮液バッチタンク</td> <td>濃縮液バッチタンク</td> <td>3基</td> <td>既設認可</td> </tr> <tr> <td>A薬品ドレンタンク</td> <td>A薬品ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	放射性廃棄物施設	液体廃棄物の廃棄物処理設備	補助建屋機器ドレンタンク	補助建屋機器ドレンタンク	2基	既設認可	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理完了まで	補助建屋ポンプタンク	補助建屋ポンプタンク	1基	既設認可	格納容器ポンプ	格納容器ポンプ	1基	既設認可	B薬品ドレンタンク	B薬品ドレンタンク	1基	既設認可	洗浄排水タンク	洗浄排水タンク	2基	既設認可	廃液蒸発装置(1号炉)冷却材配管	廃液蒸発装置(1号炉)冷却材配管	1基	既設認可	廃液蒸留水配管	廃液蒸留水配管	4基	既設認可	廃液蒸留水タンク	廃液蒸留水タンク	6基	既設認可	復水器冷却水放水口	復水器冷却水放水口	1式	既設認可	濃縮液バッチタンク	濃縮液バッチタンク	3基	既設認可	A薬品ドレンタンク	A薬品ドレンタンク	1基	既設認可	<p>第 6.1 表 性能維持施設 (6/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備 (建屋) 名称</th> <th>位置、構造及び設備</th> <th>維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">放射性廃棄物施設</td> <td rowspan="11">液体廃棄物の廃棄物処理設備</td> <td>補助建屋機器ドレンタンク</td> <td>補助建屋機器ドレンタンク</td> <td>2基</td> <td>既設認可</td> <td rowspan="11">内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td rowspan="11">放射性液体廃棄物の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td>補助建屋ポンプタンク</td> <td>補助建屋ポンプタンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可</td> </tr> <tr> <td>格納容器ポンプ</td> <td>格納容器ポンプ</td> <td>1基</td> <td>既設認可</td> </tr> <tr> <td>B薬品ドレンタンク</td> <td>B薬品ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可</td> </tr> <tr> <td>洗浄排水タンク</td> <td>洗浄排水タンク</td> <td>2基</td> <td>既設認可</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置(1号炉)冷却材配管</td> <td>廃液蒸発装置(1号炉)冷却材配管</td> <td>1基</td> <td>既設認可</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水配管</td> <td>廃液蒸留水配管</td> <td>4基</td> <td>既設認可</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸留水タンク</td> <td>廃液蒸留水タンク</td> <td>6基</td> <td>既設認可</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水口</td> <td>復水器冷却水放水口</td> <td>1式</td> <td>既設認可</td> </tr> <tr> <td>濃縮液バッチタンク</td> <td>濃縮液バッチタンク</td> <td>3基</td> <td>既設認可</td> </tr> <tr> <td>A薬品ドレンタンク</td> <td>A薬品ドレンタンク</td> <td>1基</td> <td>既設認可</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間	放射性廃棄物施設	液体廃棄物の廃棄物処理設備	補助建屋機器ドレンタンク	補助建屋機器ドレンタンク	2基	既設認可	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理完了まで	補助建屋ポンプタンク	補助建屋ポンプタンク	1基	既設認可	格納容器ポンプ	格納容器ポンプ	1基	既設認可	B薬品ドレンタンク	B薬品ドレンタンク	1基	既設認可	洗浄排水タンク	洗浄排水タンク	2基	既設認可	廃液蒸発装置(1号炉)冷却材配管	廃液蒸発装置(1号炉)冷却材配管	1基	既設認可	廃液蒸留水配管	廃液蒸留水配管	4基	既設認可	廃液蒸留水タンク	廃液蒸留水タンク	6基	既設認可	復水器冷却水放水口	復水器冷却水放水口	1式	既設認可	濃縮液バッチタンク	濃縮液バッチタンク	3基	既設認可	A薬品ドレンタンク	A薬品ドレンタンク	1基	既設認可	<p>・記載の適正化 (1、2号炉共用対象施設及び共用範囲の明確化)</p>		
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間																																																																																																															
放射性廃棄物施設	液体廃棄物の廃棄物処理設備	補助建屋機器ドレンタンク	補助建屋機器ドレンタンク	2基	既設認可	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理完了まで																																																																																																															
		補助建屋ポンプタンク	補助建屋ポンプタンク	1基	既設認可																																																																																																																	
		格納容器ポンプ	格納容器ポンプ	1基	既設認可																																																																																																																	
		B薬品ドレンタンク	B薬品ドレンタンク	1基	既設認可																																																																																																																	
		洗浄排水タンク	洗浄排水タンク	2基	既設認可																																																																																																																	
		廃液蒸発装置(1号炉)冷却材配管	廃液蒸発装置(1号炉)冷却材配管	1基	既設認可																																																																																																																	
		廃液蒸留水配管	廃液蒸留水配管	4基	既設認可																																																																																																																	
		廃液蒸留水タンク	廃液蒸留水タンク	6基	既設認可																																																																																																																	
		復水器冷却水放水口	復水器冷却水放水口	1式	既設認可																																																																																																																	
		濃縮液バッチタンク	濃縮液バッチタンク	3基	既設認可																																																																																																																	
		A薬品ドレンタンク	A薬品ドレンタンク	1基	既設認可																																																																																																																	
施設区分	設備等の区分	設備 (建屋) 名称	位置、構造及び設備	維持台数	機能	性能	維持期間																																																																																																															
放射性廃棄物施設	液体廃棄物の廃棄物処理設備	補助建屋機器ドレンタンク	補助建屋機器ドレンタンク	2基	既設認可	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性液体廃棄物の処理完了まで																																																																																																															
		補助建屋ポンプタンク	補助建屋ポンプタンク	1基	既設認可																																																																																																																	
		格納容器ポンプ	格納容器ポンプ	1基	既設認可																																																																																																																	
		B薬品ドレンタンク	B薬品ドレンタンク	1基	既設認可																																																																																																																	
		洗浄排水タンク	洗浄排水タンク	2基	既設認可																																																																																																																	
		廃液蒸発装置(1号炉)冷却材配管	廃液蒸発装置(1号炉)冷却材配管	1基	既設認可																																																																																																																	
		廃液蒸留水配管	廃液蒸留水配管	4基	既設認可																																																																																																																	
		廃液蒸留水タンク	廃液蒸留水タンク	6基	既設認可																																																																																																																	
		復水器冷却水放水口	復水器冷却水放水口	1式	既設認可																																																																																																																	
		濃縮液バッチタンク	濃縮液バッチタンク	3基	既設認可																																																																																																																	
		A薬品ドレンタンク	A薬品ドレンタンク	1基	既設認可																																																																																																																	

※:1号炉のみとの共用施設

(注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																
30	六 第6.1表 性能維持施設 設計	<p>第6.1表 性能維持施設 (7/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th rowspan="2">設備(建設)名称</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">放射線管理施設 (固体廃棄物処理施設)</td> <td rowspan="6">固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理施設)</td> <td>アスファルト固化装置</td> <td>既許認可 1基</td> <td>既許認可 1基</td> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理施設を有する状態で あること。</td> <td rowspan="6">放射線管理施設 の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td>セメント固化装置</td> <td>既許認可 1基</td> <td>既許認可 1基</td> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理施設を有する状態で あること。</td> </tr> <tr> <td>ベイヤ(1号炉との共用施設)</td> <td>既許認可 1基</td> <td>既許認可 1基</td> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理施設を有する状態で あること。</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器保管庫</td> <td>既許認可 1式</td> <td>既許認可 1式</td> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理施設を有する状態で あること。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵タンク</td> <td>既許認可 8基</td> <td>既許認可 8基</td> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理施設を有する状態で あること。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵タンク</td> <td>既許認可 1基</td> <td>既許認可 1基</td> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理施設を有する状態で あること。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料移送容器</td> <td>既許認可 1基</td> <td>既許認可 1基</td> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理施設を有する状態で あること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：1号炉との共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備	維持台数	放射線管理施設 (固体廃棄物処理施設)	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理施設)	アスファルト固化装置	既許認可 1基	既許認可 1基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	放射線管理施設 の処理完了まで	セメント固化装置	既許認可 1基	既許認可 1基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	ベイヤ(1号炉との共用施設)	既許認可 1基	既許認可 1基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	蒸気発生器保管庫	既許認可 1式	既許認可 1式	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	使用済燃料貯蔵タンク	既許認可 8基	既許認可 8基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	使用済燃料貯蔵タンク	既許認可 1基	既許認可 1基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	使用済燃料移送容器	既許認可 1基	既許認可 1基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	<p>第6.1表 性能維持施設 (7/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th rowspan="2">設備(建設)名称</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">放射線管理施設 (固体廃棄物処理施設)</td> <td rowspan="6">固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理施設)</td> <td>アスファルト固化装置</td> <td>既許認可 1基</td> <td>既許認可 1基</td> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理施設を有する状態で あること。</td> <td rowspan="6">放射線管理施設 の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td>セメント固化装置</td> <td>既許認可 1基</td> <td>既許認可 1基</td> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理施設を有する状態で あること。</td> </tr> <tr> <td>ベイヤ(1号炉との共用施設)</td> <td>既許認可 1基</td> <td>既許認可 1基</td> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理施設を有する状態で あること。</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器保管庫</td> <td>既許認可 1式</td> <td>既許認可 1式</td> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理施設を有する状態で あること。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵タンク</td> <td>既許認可 8基</td> <td>既許認可 8基</td> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理施設を有する状態で あること。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵タンク</td> <td>既許認可 1基</td> <td>既許認可 1基</td> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理施設を有する状態で あること。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料移送容器</td> <td>既許認可 1基</td> <td>既許認可 1基</td> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理施設を有する状態で あること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：1号炉との共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備	維持台数	放射線管理施設 (固体廃棄物処理施設)	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理施設)	アスファルト固化装置	既許認可 1基	既許認可 1基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	放射線管理施設 の処理完了まで	セメント固化装置	既許認可 1基	既許認可 1基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	ベイヤ(1号炉との共用施設)	既許認可 1基	既許認可 1基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	蒸気発生器保管庫	既許認可 1式	既許認可 1式	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	使用済燃料貯蔵タンク	既許認可 8基	既許認可 8基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	使用済燃料貯蔵タンク	既許認可 1基	既許認可 1基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	使用済燃料移送容器	既許認可 1基	既許認可 1基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (1、2号炉共用 対象施設、共用 範囲及び1～3 号炉共用対象施 設、共用範囲の 明確化)</li> <li>記載の適正化</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称				位置、構造及び設備					機能	性能			維持期間																																																																																					
			設備	維持台数																																																																																																
放射線管理施設 (固体廃棄物処理施設)	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理施設)	アスファルト固化装置	既許認可 1基	既許認可 1基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	放射線管理施設 の処理完了まで																																																																																													
		セメント固化装置	既許認可 1基	既許認可 1基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。																																																																																														
		ベイヤ(1号炉との共用施設)	既許認可 1基	既許認可 1基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。																																																																																														
		蒸気発生器保管庫	既許認可 1式	既許認可 1式	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。																																																																																														
		使用済燃料貯蔵タンク	既許認可 8基	既許認可 8基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。																																																																																														
		使用済燃料貯蔵タンク	既許認可 1基	既許認可 1基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。																																																																																														
使用済燃料移送容器	既許認可 1基	既許認可 1基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。																																																																																																
施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																													
			設備	維持台数																																																																																																
放射線管理施設 (固体廃棄物処理施設)	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理施設)	アスファルト固化装置	既許認可 1基	既許認可 1基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	放射線管理施設 の処理完了まで																																																																																													
		セメント固化装置	既許認可 1基	既許認可 1基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。																																																																																														
		ベイヤ(1号炉との共用施設)	既許認可 1基	既許認可 1基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。																																																																																														
		蒸気発生器保管庫	既許認可 1式	既許認可 1式	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。																																																																																														
		使用済燃料貯蔵タンク	既許認可 8基	既許認可 8基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。																																																																																														
		使用済燃料貯蔵タンク	既許認可 1基	既許認可 1基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。																																																																																														
使用済燃料移送容器	既許認可 1基	既許認可 1基	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。																																																																																																
		<p>第6.1表 性能維持施設 (8/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th rowspan="2">設備(建設)名称</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内放射線管理施設の主要な設備</td> <td>固定ベイヤ等 用済燃料貯蔵 タンク</td> <td>既許認可 各1台</td> <td>既許認可 各1台</td> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理施設を有する状態で あること。</td> <td rowspan="2">閉鎖する設備の供 用終了まで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>既許認可 1式</td> <td>既許認可 1式</td> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理施設を有する状態で あること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：1号炉のみの共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備	維持台数	放射線管理施設	屋内放射線管理施設の主要な設備	固定ベイヤ等 用済燃料貯蔵 タンク	既許認可 各1台	既許認可 各1台	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	閉鎖する設備の供 用終了まで	放射線管理施設	既許認可 1式	既許認可 1式	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	<p>第6.1表 性能維持施設 (8/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th rowspan="2">設備(建設)名称</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内放射線管理施設の主要な設備</td> <td>固定ベイヤ等 用済燃料貯蔵 タンク</td> <td>既許認可 各1台</td> <td>既許認可 各1台</td> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理施設を有する状態で あること。</td> <td rowspan="2">閉鎖する設備の供 用終了まで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>既許認可 1式</td> <td>既許認可 1式</td> <td>放射線管理施設</td> <td>放射線管理施設を有する状態で あること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：1号炉のみの共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備	維持台数	放射線管理施設	屋内放射線管理施設の主要な設備	固定ベイヤ等 用済燃料貯蔵 タンク	既許認可 各1台	既許認可 各1台	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	閉鎖する設備の供 用終了まで	放射線管理施設	既許認可 1式	既許認可 1式	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (1、2号炉共用 対象施設及び共 用範囲の明確 化)</li> </ul>																																																		
施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称				位置、構造及び設備					機能	性能			維持期間																																																																																					
			設備	維持台数																																																																																																
放射線管理施設	屋内放射線管理施設の主要な設備	固定ベイヤ等 用済燃料貯蔵 タンク	既許認可 各1台	既許認可 各1台	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	閉鎖する設備の供 用終了まで																																																																																													
		放射線管理施設	既許認可 1式	既許認可 1式	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。																																																																																														
施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																													
			設備	維持台数																																																																																																
放射線管理施設	屋内放射線管理施設の主要な設備	固定ベイヤ等 用済燃料貯蔵 タンク	既許認可 各1台	既許認可 各1台	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。	閉鎖する設備の供 用終了まで																																																																																													
		放射線管理施設	既許認可 1式	既許認可 1式	放射線管理施設	放射線管理施設を有する状態で あること。																																																																																														

(注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																														
31	六 第6.1表 性能維持施設	<p>第6.1表 性能維持施設 (9/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置・構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建物) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線管理施設</td> <td rowspan="3">屋外放射線管理用設備</td> <td>原子炉補助燃焼モーター</td> <td>1台</td> <td>既許認可</td> <td>放射線管理及び放射線分析が可能な状態であること。</td> <td rowspan="3">放射線管理施設の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気モーター</td> <td>1台</td> <td>既許認可</td> <td>放射線管理施設において警報が発信する状態であること。</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物処理設備排水モーター</td> <td>1台</td> <td>既許認可</td> <td>放射線管理施設の処理完了まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：1号炉のみの共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	位置・構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	維持台数	放射線管理施設	屋外放射線管理用設備	原子炉補助燃焼モーター	1台	既許認可	放射線管理及び放射線分析が可能な状態であること。	放射線管理施設の処理完了まで	原子炉格納容器排気モーター	1台	既許認可	放射線管理施設において警報が発信する状態であること。	液体廃棄物処理設備排水モーター	1台	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで	<p>第6.1表 性能維持施設 (9/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置・構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建物) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線管理施設</td> <td rowspan="3">屋外放射線管理用設備</td> <td>放射線管理設備 (出入管理設備、居室管理設備、試料分析用設備)</td> <td>1式</td> <td>既許認可</td> <td>出入管理、汚染管理及び放射線分析が可能な状態であること。</td> <td rowspan="3">放射線管理施設の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助燃焼モーター</td> <td>1台</td> <td>既許認可</td> <td>放射線管理施設の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気モーター</td> <td>1台</td> <td>既許認可</td> <td>放射線管理施設の処理完了まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：1号炉のみの共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	位置・構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	維持台数	放射線管理施設	屋外放射線管理用設備	放射線管理設備 (出入管理設備、居室管理設備、試料分析用設備)	1式	既許認可	出入管理、汚染管理及び放射線分析が可能な状態であること。	放射線管理施設の処理完了まで	原子炉補助燃焼モーター	1台	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで	原子炉格納容器排気モーター	1台	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (1、2号炉共用対象施設及び共用範囲の明確化)</li> </ul>														
施設区分	設備等の区分	位置・構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																								
		設備 (建物) 名称	維持台数																																																															
放射線管理施設	屋外放射線管理用設備	原子炉補助燃焼モーター	1台	既許認可	放射線管理及び放射線分析が可能な状態であること。	放射線管理施設の処理完了まで																																																												
		原子炉格納容器排気モーター	1台	既許認可	放射線管理施設において警報が発信する状態であること。																																																													
		液体廃棄物処理設備排水モーター	1台	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで																																																													
施設区分	設備等の区分	位置・構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																												
		設備 (建物) 名称	維持台数																																																															
放射線管理施設	屋外放射線管理用設備	放射線管理設備 (出入管理設備、居室管理設備、試料分析用設備)	1式	既許認可	出入管理、汚染管理及び放射線分析が可能な状態であること。	放射線管理施設の処理完了まで																																																												
		原子炉補助燃焼モーター	1台	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで																																																													
		原子炉格納容器排気モーター	1台	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで																																																													
		<p>第6.1表 性能維持施設 (10/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置・構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建物) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td rowspan="2">構造</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>1基</td> <td>既許認可</td> <td>放射線管理施設の処理完了まで</td> <td rowspan="2">放射線管理施設の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可</td> <td>放射線管理施設の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器排気ファン</td> <td>1基</td> <td>既許認可</td> <td>放射線管理施設の処理完了まで</td> <td rowspan="2">放射線管理施設の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン</td> <td>1基</td> <td>既許認可</td> <td>放射線管理施設の処理完了まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：1号炉のみの共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	位置・構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	維持台数	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	1基	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで	放射線管理施設の処理完了まで	原子炉格納容器排気ファン	1台	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで	原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉格納容器排気ファン	1基	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで	放射線管理施設の処理完了まで	原子炉格納容器排気ファン	1基	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで	<p>第6.1表 性能維持施設 (10/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置・構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建物) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td rowspan="2">構造</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>1基</td> <td>既許認可</td> <td>放射線管理施設の処理完了まで</td> <td rowspan="2">放射線管理施設の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可</td> <td>放射線管理施設の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可</td> <td>放射線管理施設の処理完了まで</td> <td rowspan="2">放射線管理施設の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可</td> <td>放射線管理施設の処理完了まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：1号炉のみの共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	位置・構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	維持台数	原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	1基	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで	放射線管理施設の処理完了まで	原子炉格納容器排気ファン	1台	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで	原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉格納容器排気ファン	1台	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで	放射線管理施設の処理完了まで	原子炉格納容器排気ファン	1台	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで	<p>記載の適正化 (1、2号炉共用対象施設及び共用範囲の明確化)</p>
施設区分	設備等の区分	位置・構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																								
		設備 (建物) 名称	維持台数																																																															
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	1基	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで	放射線管理施設の処理完了まで																																																												
		原子炉格納容器排気ファン	1台	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで																																																													
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉格納容器排気ファン	1基	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで	放射線管理施設の処理完了まで																																																												
		原子炉格納容器排気ファン	1基	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで																																																													
施設区分	設備等の区分	位置・構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																												
		設備 (建物) 名称	維持台数																																																															
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	1基	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで	放射線管理施設の処理完了まで																																																												
		原子炉格納容器排気ファン	1台	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで																																																													
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉格納容器排気ファン	1台	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで	放射線管理施設の処理完了まで																																																												
		原子炉格納容器排気ファン	1台	既許認可	放射線管理施設の処理完了まで																																																													

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																								
32	六 第6.1表 性能維持施設	<p>第6.1表 性能維持施設 (11/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>設備</td> <td>既設認可 2台</td> <td rowspan="2">性能維持施設 2台</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止するた めに必要となる換気ができ る状態であること。</td> <td rowspan="2">管理区域撤廃時まで</td> </tr> <tr> <td>補助律 置換気 設備</td> <td>既設認可 1基 既設認可 2台 既設認可 2基 既設認可 2基</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	原子炉格納施設	その他の主要な事項	設備	既設認可 2台	性能維持施設 2台	放射線障害を防止するた めに必要となる換気ができ る状態であること。	管理区域撤廃時まで	補助律 置換気 設備	既設認可 1基 既設認可 2台 既設認可 2基 既設認可 2基	<p>第6.1表 性能維持施設 (11/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>設備</td> <td>既設認可 2台</td> <td rowspan="2">性能維持施設 2台</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止するた めに必要となる換気ができ る状態であること。</td> <td rowspan="2">管理区域撤廃時まで</td> </tr> <tr> <td>補助律 置換気 設備</td> <td>既設認可 1基 既設認可 2台 既設認可 2基 既設認可 2基</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	原子炉格納施設	その他の主要な事項	設備	既設認可 2台	性能維持施設 2台	放射線障害を防止するた めに必要となる換気ができ る状態であること。	管理区域撤廃時まで	補助律 置換気 設備	既設認可 1基 既設認可 2台 既設認可 2基 既設認可 2基																																					
施設区分	設備の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																																		
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																									
原子炉格納施設	その他の主要な事項	設備	既設認可 2台	性能維持施設 2台	放射線障害を防止するた めに必要となる換気ができ る状態であること。	管理区域撤廃時まで																																																																						
		補助律 置換気 設備	既設認可 1基 既設認可 2台 既設認可 2基 既設認可 2基																																																																									
施設区分	設備の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																						
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																									
原子炉格納施設	その他の主要な事項	設備	既設認可 2台	性能維持施設 2台	放射線障害を防止するた めに必要となる換気ができ る状態であること。	管理区域撤廃時まで																																																																						
		補助律 置換気 設備	既設認可 1基 既設認可 2台 既設認可 2基 既設認可 2基																																																																									
		<p>第6.1表 性能維持施設 (12/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他の付属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>設備</td> <td>既設認可 1台</td> <td rowspan="2">電源供給 機 自動機 及び 自動機 意(機は 除く。)</td> <td rowspan="2">非常用高圧母線に接続し る状態であること。 放射線障害を防止するた めに必要となる換気ができ る状態であること。</td> <td rowspan="2">2号炉原子炉補助 建屋内の使用済燃料 ピレットに貯蔵し ている使用済燃料 搬出完了まで</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要な事項</td> <td rowspan="2">放射線監視装置</td> <td>設備</td> <td>既設認可 1式</td> <td rowspan="2">電源供給 機 放射線 監視機 (機は 除く。)</td> <td rowspan="2">放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること。</td> <td rowspan="2">1号及び2号炉原 子炉内の使用済燃料 ピレットに貯蔵し ている使用済燃料 搬出完了まで</td> </tr> <tr> <td>キャスタク保管建屋</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要な事項</td> <td rowspan="2">原子炉補助施設</td> <td>設備</td> <td>既設認可 1台</td> <td rowspan="2">冷却機 動機 (機は 除く。)</td> <td rowspan="2">性能維持施設へ海水を供 給できる状態であること。</td> <td rowspan="2">2号炉原子炉補助 建屋内の使用済燃料 ピレットに貯蔵し ている使用済燃料 搬出完了まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助施設 海水ポンプ 設備</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他の付属施設	非常用電源設備	設備	既設認可 1台	電源供給 機 自動機 及び 自動機 意(機は 除く。)	非常用高圧母線に接続し る状態であること。 放射線障害を防止するた めに必要となる換気ができ る状態であること。	2号炉原子炉補助 建屋内の使用済燃料 ピレットに貯蔵し ている使用済燃料 搬出完了まで	蓄電池	1組	その他主要な事項	放射線監視装置	設備	既設認可 1式	電源供給 機 放射線 監視機 (機は 除く。)	放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること。	1号及び2号炉原 子炉内の使用済燃料 ピレットに貯蔵し ている使用済燃料 搬出完了まで	キャスタク保管建屋	1式	その他主要な事項	原子炉補助施設	設備	既設認可 1台	冷却機 動機 (機は 除く。)	性能維持施設へ海水を供 給できる状態であること。	2号炉原子炉補助 建屋内の使用済燃料 ピレットに貯蔵し ている使用済燃料 搬出完了まで	原子炉補助施設 海水ポンプ 設備	1台	<p>第6.1表 性能維持施設 (12/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建屋)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他の付属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>設備</td> <td>既設認可 1台</td> <td rowspan="2">電源供給 機 自動機 及び 自動機 意(機は 除く。)</td> <td rowspan="2">非常用高圧母線に接続し る状態であること。 放射線障害を防止するた めに必要となる換気ができ る状態であること。</td> <td rowspan="2">2号炉原子炉補助 建屋内の使用済燃料 ピレットに貯蔵し ている使用済燃料 搬出完了まで</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要な事項</td> <td rowspan="2">放射線監視装置</td> <td>設備</td> <td>既設認可 1式</td> <td rowspan="2">電源供給 機 放射線 監視機 (機は 除く。)</td> <td rowspan="2">放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること。</td> <td rowspan="2">1号及び2号炉原 子炉内の使用済燃料 ピレットに貯蔵し ている使用済燃料 搬出完了まで</td> </tr> <tr> <td>キャスタク保管建屋</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要な事項</td> <td rowspan="2">原子炉補助施設</td> <td>設備</td> <td>既設認可 1台</td> <td rowspan="2">冷却機 動機 (機は 除く。)</td> <td rowspan="2">性能維持施設へ海水を供 給できる状態であること。</td> <td rowspan="2">2号炉原子炉補助 建屋内の使用済燃料 ピレットに貯蔵し ている使用済燃料 搬出完了まで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助施設 海水ポンプ 設備</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建屋)名称	維持台数	その他の付属施設	非常用電源設備	設備	既設認可 1台	電源供給 機 自動機 及び 自動機 意(機は 除く。)	非常用高圧母線に接続し る状態であること。 放射線障害を防止するた めに必要となる換気ができ る状態であること。	2号炉原子炉補助 建屋内の使用済燃料 ピレットに貯蔵し ている使用済燃料 搬出完了まで	蓄電池	1組	その他主要な事項	放射線監視装置	設備	既設認可 1式	電源供給 機 放射線 監視機 (機は 除く。)	放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること。	1号及び2号炉原 子炉内の使用済燃料 ピレットに貯蔵し ている使用済燃料 搬出完了まで	キャスタク保管建屋	1式	その他主要な事項	原子炉補助施設	設備	既設認可 1台	冷却機 動機 (機は 除く。)	性能維持施設へ海水を供 給できる状態であること。	2号炉原子炉補助 建屋内の使用済燃料 ピレットに貯蔵し ている使用済燃料 搬出完了まで	原子炉補助施設 海水ポンプ 設備	1台	<p>記載の適正化 (1、2号炉共用 対象施設及び共 用範囲の明確 化)</p>
施設区分	設備の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																																		
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																									
その他の付属施設	非常用電源設備	設備	既設認可 1台	電源供給 機 自動機 及び 自動機 意(機は 除く。)	非常用高圧母線に接続し る状態であること。 放射線障害を防止するた めに必要となる換気ができ る状態であること。	2号炉原子炉補助 建屋内の使用済燃料 ピレットに貯蔵し ている使用済燃料 搬出完了まで																																																																						
		蓄電池	1組																																																																									
その他主要な事項	放射線監視装置	設備	既設認可 1式	電源供給 機 放射線 監視機 (機は 除く。)	放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること。	1号及び2号炉原 子炉内の使用済燃料 ピレットに貯蔵し ている使用済燃料 搬出完了まで																																																																						
		キャスタク保管建屋	1式																																																																									
その他主要な事項	原子炉補助施設	設備	既設認可 1台	冷却機 動機 (機は 除く。)	性能維持施設へ海水を供 給できる状態であること。	2号炉原子炉補助 建屋内の使用済燃料 ピレットに貯蔵し ている使用済燃料 搬出完了まで																																																																						
		原子炉補助施設 海水ポンプ 設備	1台																																																																									
施設区分	設備の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																						
		設備(建屋)名称	維持台数																																																																									
その他の付属施設	非常用電源設備	設備	既設認可 1台	電源供給 機 自動機 及び 自動機 意(機は 除く。)	非常用高圧母線に接続し る状態であること。 放射線障害を防止するた めに必要となる換気ができ る状態であること。	2号炉原子炉補助 建屋内の使用済燃料 ピレットに貯蔵し ている使用済燃料 搬出完了まで																																																																						
		蓄電池	1組																																																																									
その他主要な事項	放射線監視装置	設備	既設認可 1式	電源供給 機 放射線 監視機 (機は 除く。)	放射線障害の防止に影響 するような有意な損傷が ない状態であること。	1号及び2号炉原 子炉内の使用済燃料 ピレットに貯蔵し ている使用済燃料 搬出完了まで																																																																						
		キャスタク保管建屋	1式																																																																									
その他主要な事項	原子炉補助施設	設備	既設認可 1台	冷却機 動機 (機は 除く。)	性能維持施設へ海水を供 給できる状態であること。	2号炉原子炉補助 建屋内の使用済燃料 ピレットに貯蔵し ている使用済燃料 搬出完了まで																																																																						
		原子炉補助施設 海水ポンプ 設備	1台																																																																									

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																						
33	六 第6.1表 性能維持施設	<p>第6.1表 性能維持施設 (13/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建設)名称</th> <th>位置、構造及び設備維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td rowspan="2">放射線管理室</td> <td>放射線管理室給気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理室給気ユニット</td> <td>1基</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td rowspan="2">放射線管理室</td> <td>放射線管理室排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理室排気ファン</td> <td>1基</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td rowspan="2">緊急昇補助施設</td> <td>使用済燃料格納容器排気ファン</td> <td>2台</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料格納容器排気ファン</td> <td>2台</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td rowspan="2">使用済燃料格納容器排気ファン</td> <td>使用済燃料格納容器排気ファン</td> <td>1基</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料格納容器排気ファン</td> <td>2台</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td rowspan="2">使用済燃料格納容器排気ファン</td> <td>使用済燃料格納容器排気ファン</td> <td>2基</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料格納容器排気ファン</td> <td>2基</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>機能: 放射線管理室の排気ファンは、放射線管理室の排気を確保し、放射線管理室の排気ファンは、放射線管理室の排気を確保する。</p> <p>性能: 放射線管理室の排気ファンは、放射線管理室の排気を確保し、放射線管理室の排気ファンは、放射線管理室の排気を確保する。</p> <p>維持期間: 管理区域解除時まで</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称	位置、構造及び設備維持台数	機能	性能	維持期間	その他主要施設	放射線管理室	放射線管理室給気ファン	1台	既許認可とおり			放射線管理室給気ユニット	1基	既許認可とおり			その他主要施設	放射線管理室	放射線管理室排気ファン	1台	既許認可とおり			放射線管理室排気ファン	1基	既許認可とおり			その他主要施設	緊急昇補助施設	使用済燃料格納容器排気ファン	2台	既許認可とおり			使用済燃料格納容器排気ファン	2台	既許認可とおり			その他主要施設	使用済燃料格納容器排気ファン	使用済燃料格納容器排気ファン	1基	既許認可とおり			使用済燃料格納容器排気ファン	2台	既許認可とおり			その他主要施設	使用済燃料格納容器排気ファン	使用済燃料格納容器排気ファン	2基	既許認可とおり			使用済燃料格納容器排気ファン	2基	既許認可とおり			<p>第6.1表 性能維持施設 (13/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建設)名称</th> <th>位置、構造及び設備維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td rowspan="2">放射線管理室</td> <td>放射線管理室給気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理室給気ユニット</td> <td>1基</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td rowspan="2">放射線管理室</td> <td>放射線管理室排気ファン</td> <td>1台</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理室排気ファン</td> <td>1基</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td rowspan="2">緊急昇補助施設</td> <td>使用済燃料格納容器排気ファン</td> <td>2台</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料格納容器排気ファン</td> <td>2台</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td rowspan="2">使用済燃料格納容器排気ファン</td> <td>使用済燃料格納容器排気ファン</td> <td>1基</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料格納容器排気ファン</td> <td>2台</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td rowspan="2">使用済燃料格納容器排気ファン</td> <td>使用済燃料格納容器排気ファン</td> <td>2基</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料格納容器排気ファン</td> <td>2基</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>機能: 放射線管理室の排気ファンは、放射線管理室の排気を確保し、放射線管理室の排気ファンは、放射線管理室の排気を確保する。</p> <p>性能: 放射線管理室の排気ファンは、放射線管理室の排気を確保し、放射線管理室の排気ファンは、放射線管理室の排気を確保する。</p> <p>維持期間: 管理区域解除時まで</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称	位置、構造及び設備維持台数	機能	性能	維持期間	その他主要施設	放射線管理室	放射線管理室給気ファン	1台	既許認可とおり			放射線管理室給気ユニット	1基	既許認可とおり			その他主要施設	放射線管理室	放射線管理室排気ファン	1台	既許認可とおり			放射線管理室排気ファン	1基	既許認可とおり			その他主要施設	緊急昇補助施設	使用済燃料格納容器排気ファン	2台	既許認可とおり			使用済燃料格納容器排気ファン	2台	既許認可とおり			その他主要施設	使用済燃料格納容器排気ファン	使用済燃料格納容器排気ファン	1基	既許認可とおり			使用済燃料格納容器排気ファン	2台	既許認可とおり			その他主要施設	使用済燃料格納容器排気ファン	使用済燃料格納容器排気ファン	2基	既許認可とおり			使用済燃料格納容器排気ファン	2基	既許認可とおり			<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化(1、2号炉共用対象施設及び共用範囲の明確化)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称	位置、構造及び設備維持台数	機能	性能	維持期間																																																																																																																																				
その他主要施設	放射線管理室	放射線管理室給気ファン	1台	既許認可とおり																																																																																																																																						
		放射線管理室給気ユニット	1基	既許認可とおり																																																																																																																																						
その他主要施設	放射線管理室	放射線管理室排気ファン	1台	既許認可とおり																																																																																																																																						
		放射線管理室排気ファン	1基	既許認可とおり																																																																																																																																						
その他主要施設	緊急昇補助施設	使用済燃料格納容器排気ファン	2台	既許認可とおり																																																																																																																																						
		使用済燃料格納容器排気ファン	2台	既許認可とおり																																																																																																																																						
その他主要施設	使用済燃料格納容器排気ファン	使用済燃料格納容器排気ファン	1基	既許認可とおり																																																																																																																																						
		使用済燃料格納容器排気ファン	2台	既許認可とおり																																																																																																																																						
その他主要施設	使用済燃料格納容器排気ファン	使用済燃料格納容器排気ファン	2基	既許認可とおり																																																																																																																																						
		使用済燃料格納容器排気ファン	2基	既許認可とおり																																																																																																																																						
施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称	位置、構造及び設備維持台数	機能	性能	維持期間																																																																																																																																				
その他主要施設	放射線管理室	放射線管理室給気ファン	1台	既許認可とおり																																																																																																																																						
		放射線管理室給気ユニット	1基	既許認可とおり																																																																																																																																						
その他主要施設	放射線管理室	放射線管理室排気ファン	1台	既許認可とおり																																																																																																																																						
		放射線管理室排気ファン	1基	既許認可とおり																																																																																																																																						
その他主要施設	緊急昇補助施設	使用済燃料格納容器排気ファン	2台	既許認可とおり																																																																																																																																						
		使用済燃料格納容器排気ファン	2台	既許認可とおり																																																																																																																																						
その他主要施設	使用済燃料格納容器排気ファン	使用済燃料格納容器排気ファン	1基	既許認可とおり																																																																																																																																						
		使用済燃料格納容器排気ファン	2台	既許認可とおり																																																																																																																																						
その他主要施設	使用済燃料格納容器排気ファン	使用済燃料格納容器排気ファン	2基	既許認可とおり																																																																																																																																						
		使用済燃料格納容器排気ファン	2基	既許認可とおり																																																																																																																																						
		<p>第6.1表 性能維持施設 (14/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建設)名称</th> <th>位置、構造及び設備維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td rowspan="2">緊急昇補助施設</td> <td>消火設備</td> <td>1式</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>1式</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td rowspan="2">非常用照明</td> <td>非常用照明</td> <td>1式</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用照明</td> <td>1式</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>機能: 消火設備は、火災発生時に消火を行う。消火栓は、消火活動に使用する。非常用照明は、非常時に照明を提供する。</p> <p>性能: 消火設備は、消火活動に使用可能。消火栓は、消火活動に使用可能。非常用照明は、非常時に点灯可能。</p> <p>維持期間: 管理区域解除時まで</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称	位置、構造及び設備維持台数	機能	性能	維持期間	その他主要施設	緊急昇補助施設	消火設備	1式	既許認可とおり			消火栓	1式	既許認可とおり			その他主要施設	非常用照明	非常用照明	1式	既許認可とおり			非常用照明	1式	既許認可とおり			<p>第6.1表 性能維持施設 (14/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建設)名称</th> <th>位置、構造及び設備維持台数</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td rowspan="2">緊急昇補助施設</td> <td>消火設備</td> <td>1式</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>1式</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td rowspan="2">非常用照明</td> <td>非常用照明</td> <td>1式</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用照明</td> <td>1式</td> <td>既許認可とおり</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>機能: 消火設備は、火災発生時に消火を行う。消火栓は、消火活動に使用する。非常用照明は、非常時に照明を提供する。</p> <p>性能: 消火設備は、消火活動に使用可能。消火栓は、消火活動に使用可能。非常用照明は、非常時に点灯可能。</p> <p>維持期間: 管理区域解除時まで</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称	位置、構造及び設備維持台数	機能	性能	維持期間	その他主要施設	緊急昇補助施設	消火設備	1式	既許認可とおり			消火栓	1式	既許認可とおり			その他主要施設	非常用照明	非常用照明	1式	既許認可とおり			非常用照明	1式	既許認可とおり																																																																											
施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称	位置、構造及び設備維持台数	機能	性能	維持期間																																																																																																																																				
その他主要施設	緊急昇補助施設	消火設備	1式	既許認可とおり																																																																																																																																						
		消火栓	1式	既許認可とおり																																																																																																																																						
その他主要施設	非常用照明	非常用照明	1式	既許認可とおり																																																																																																																																						
		非常用照明	1式	既許認可とおり																																																																																																																																						
施設区分	設備等の区分	設備(建設)名称	位置、構造及び設備維持台数	機能	性能	維持期間																																																																																																																																				
その他主要施設	緊急昇補助施設	消火設備	1式	既許認可とおり																																																																																																																																						
		消火栓	1式	既許認可とおり																																																																																																																																						
その他主要施設	非常用照明	非常用照明	1式	既許認可とおり																																																																																																																																						
		非常用照明	1式	既許認可とおり																																																																																																																																						

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由												
6-3 6-4	添付書類六 3. 性能維持施設の機能及び性能	<p>添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</p> <p>3. 性能維持施設の機能及び性能</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>a. 核燃料物質取扱設備</p> <p>廃止措置期間中は、新燃料及び使用済燃料を2号炉新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から搬出する際に取り扱う必要があることから、「燃料落下防止機能」、「臨界防止機能」及び「除染機能」を有する設備を維持管理する。核燃料物質取扱設備の機能及び性能維持施設を第6.3.2表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="817 1124 970 1742"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料落下防止機能 臨界防止機能</td> <td>使用済燃料ピットクレーン 補助建屋クレーン 新燃料エレベータ</td> </tr> <tr> <td>除染機能</td> <td>除染装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>「燃料落下防止機能」、「臨界防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新燃料又は使用済燃料を取扱中、動力電源が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が停止した位置にて保持される状態であること。また、新燃料又は使用済燃料の取扱中に新燃料及び使用済燃料が破損しないよう正常に動作する状態であること。</li> </ul>	機能	性能維持施設	燃料落下防止機能 臨界防止機能	使用済燃料ピットクレーン 補助建屋クレーン 新燃料エレベータ	除染機能	除染装置	<p>添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</p> <p>3. 性能維持施設の機能及び性能</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>a. 核燃料物質取扱設備</p> <p>廃止措置期間中は、新燃料及び使用済燃料を2号炉新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から搬出する際に取り扱う必要があることから、「燃料落下防止機能」、「臨界防止機能」、「除染機能」及び「放射線遮へい機能」を有する設備を維持管理する。核燃料物質取扱設備の機能及び性能維持施設を第6.3.2表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="817 371 1046 990"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料落下防止機能 臨界防止機能</td> <td>使用済燃料ピットクレーン 補助建屋クレーン 新燃料エレベータ</td> </tr> <tr> <td>除染機能 臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮へい機能</td> <td>除染装置 使用済燃料輸送容器</td> </tr> </tbody> </table> <p>「燃料落下防止機能」、「臨界防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新燃料又は使用済燃料を取扱中、動力電源が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が停止した位置にて保持される状態であること。また、新燃料又は使用済燃料の取扱中に新燃料及び使用済燃料が破損しないよう正常に動作する状態であること。</li> </ul>	機能	性能維持施設	燃料落下防止機能 臨界防止機能	使用済燃料ピットクレーン 補助建屋クレーン 新燃料エレベータ	除染機能 臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮へい機能	除染装置 使用済燃料輸送容器	<p>・性能維持施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加)</p>
機能	性能維持施設															
燃料落下防止機能 臨界防止機能	使用済燃料ピットクレーン 補助建屋クレーン 新燃料エレベータ															
除染機能	除染装置															
機能	性能維持施設															
燃料落下防止機能 臨界防止機能	使用済燃料ピットクレーン 補助建屋クレーン 新燃料エレベータ															
除染機能 臨界防止機能 除熱機能 密封機能 放射線遮へい機能	除染装置 使用済燃料輸送容器															

(注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。



玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-4	補正箇所 添付書類六 3. 性能維持施設の機能及び性能	<p>「除染機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料輸送容器的除染に影響するよう有意な損傷がない状態であること。</li> </ul>	<p>「除染機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料輸送容器的除染に影響するよう有意な損傷がない状態であること。</li> <li>「<u>臨界防止機能</u>」、「<u>除熱機能</u>」、「<u>密封機能</u>」、「<u>放射線遮へい機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</li> <li>・<u>使用済燃料の運搬及び放射線障害の防止に影響するよう有意な損傷がない状態であること。</u></li> </ul> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>c. 放射性固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>「<u>放射性廃棄物貯蔵機能</u>」を有する性能維持施設（使用済樹脂計量タンク、使用済樹脂移送容器）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部へ放射性物質が漏えいするよう有意な損傷がない状態であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性能維持施設の変更（使用済燃料輸送容器的追加）</li> </ul>
6-10		<p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>c. 放射性固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>「<u>放射性廃棄物貯蔵機能</u>」を有する性能維持施設（使用済樹脂計量タンク、使用済樹脂移送容器）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部へ放射性物質が漏えいするよう有意な損傷がないこと。</li> </ul>	<p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>c. 放射性固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>「<u>放射性廃棄物貯蔵機能</u>」を有する性能維持施設（使用済樹脂計量タンク、使用済樹脂移送容器）の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部へ放射性物質が漏えいするよう有意な損傷がない状態であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所 添付書類六 4. 性能維持施設の維持期間	補正前	補正後	理由
6-19		<p>4. 性能維持施設の維持期間 (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 新燃料及び使用済燃料を取り扱うために必要な「燃料落下防止機能」、「臨界防止機能」及び「除染機能」並びに性能は、2号炉原子炉補助建屋内及び原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p>	<p>4. 性能維持施設の維持期間 (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 新燃料及び使用済燃料を取り扱うために必要な「燃料落下防止機能」、「臨界防止機能」、「除染機能」、「除熱機能」、「密封機能」及び「放射線遮へい機能」並びに性能は、2号炉原子炉補助建屋内及び原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで又は1号及び2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料の搬入運搬に係る使用が終了するまで維持管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設の変更 (使用済燃料輸送容器の追加)</li> </ul>

(注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。